

令和3年(2021年)12月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和3年12月7日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和3年12月17日(金)

出席議員

2番	田島明良	3番	柴田洋巳
4番	岡村哲雄	5番	大西瑞香
6番	原 隆伸	7番	奥村 仁
8番	樋口泰生	9番	太田哲生
10番	瀧本 攻	11番	近澤チヅル
12番	入江康仁	13番	家崎仁行
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	長 井 裕 悟
税 務 課 長	直 江 仁	住 民 課 長	上 村 毅
福 祉 保 健 課 長	宮 地 浩	環 境 管 理 課 長	宮 本 忠 宜
農 林 水 産 課 長	岩 見 建 志	商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一
建 設 課 長	上ノ坊 健 二	水 道 課 長	中 村 吉 伸
海 山 総 合 支 所 長	森 岡 純 司	教 育 長	中 井 克 佳
学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹	生 涯 学 習 課 長	井 土 誠
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	直 江 和 哉
書 記	久 保 有 謙	書 記	佐 々 木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

15番 平野隆久

16番 中津畑正量

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

また、玉本企画課長が所要のため欠席との報告を受けておりますので、ご報告させていただきます。

入江康仁議長

また、本日の日程については、お手元に配付した議事日程表のとおりであります。朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

なお、本日、尾上町長から追加議案の提出がありました。議会運営委員会で取扱いについてご協議いただいた結果、本日の追加議事日程として取り扱うこととさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染予防のため、議員、執行部ともマスクの着用の許可、また演台及び傍聴席等の飛沫対策、休憩中の議場の換気などを実施してまいります。

また、携帯電話の議場内の持込みは禁止となっておりますので、十分気をつけていただきますようお願いいたします。なお、傍聴者におきましても、ご協力をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 平野隆久議員

16番 中津畑正量議員

のご兩名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長からの審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、奥村仁総務産業常任委員長。

奥村仁総務産業常任委員長

おはようございます。

令和3年12月定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月8日、水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員8名出席の下で開催いたしました。説明のため出席した者は、総務課、財政課、農林水産課、商工観光課、建設課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案2件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第70号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第74号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、総務課所管分については、東紀州環境施設組合派遣職員人件費交付金について、

対象となる期間についての質疑がありました。答弁としては、派遣職員1名分の令和3年度1年分の給料等に係るものとのことでした。

以上のとおり、総務課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、財政課所管分について、令和3年度末の起債残高見込額に対する実質負担額について質疑がありました。答弁としては、令和2年度決算の財政健全化法による公債費の年度末残高交付税算入割合が82.3%であり、一般財源の負担額は17.7%となる。令和3年度末、現在高見込額の約128億円で計算すると、実質負担額は約22億7,000万円となるとの答弁でした。

以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、商工観光課所管分について、種まき権兵衛の里駐車場に設置予定の駐車場システムについて、追加説明がありました。説明の内容は、駐車場の下流側入り口がシステムの入り口、上流側出口がシステムの出口となり、車両が入り口に停車するとセンサーが感知し、駐車場発券機の発券ボタンを押すと駐車券が出るとともに、引き取るとカーゲートが上がり入場できる。退場する場合は、出口料金精算機に駐車券を入れると駐車料金が表示され、表示された料金を精算機に入金すると、駐車券が回収されるとともに、カーゲートが上がり退場できる。駐車料金は後払いですとのことでした。

質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、建設課所管分について、プール等の整備における災害対策、今回の負担金の負担割合、次年度以降の予算計画、今後のプール工事費用や新管理棟の建設費約6億円に対する町負担額、今議会での補正予算となった経緯、概算費用の増減の可能性について質疑がありました。答弁では、災害対策については、古瀬川プール跡地に芝生広場及び駐車場を整備し、災害発生時の避難広場としての機能を持たせるよう整備する。負担割合については、県営事業負担金として、既存プールの取壊し費用、既存プール跡地整備費用を除いた費用の10分の1を実施年度ごとに負担することになっており、今回の負担額1,300万円は、新管理棟実施設計、旧管理棟解体設計、造成工事、旧管理棟解体工事費用の計1億3,000万円に対するもの。次年度以降の予算計画については、年度ごとの正確な事業費は分からないが、全ての整備にかかる概算工事費は9億7,000万円を見込んでいる。令和3年度は、新管理棟の設計、旧管理棟の解体設計と解体工事を予定、令和4年度から令和5年度の2か年で、プールと新管理棟の建設、令和6年度から令和8年度にかけて、高台広場の整備を実施する予定。今後のプール工事費用、新管理棟の建設費約6億円に対する町負担額については、事業費は事業

の進捗や交付金の関係により決まるため、正確な金額は分からないが、県としては、令和5年度にプールと新管理棟を供用開始できるよう進めているため、事業実施に伴い負担金が必要になる。今議会での補正予算となった経緯、概算費用の増減の可能性については、当初予算編成時では住民等から様々な要望があり、プール整備の方向性が定まらず、県は予算計上に至らなかったが、このたびようやく方向性が固まり、実施設計ができるようになり、交付金のめどがついたことが県から連絡があり、直ちに予算計上させていただいた。大きな事業のため、県としても国からの交付金なしで実施はできないことから、町も一緒に要望活動を続けており、その成果もあり、交付金の上乗せの可能性も出てきているため、補正予算を計上させていただく可能性もあるとのことでした。

以上のとおり、建設課所管分について質疑を終了しました。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された2案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

なお、今委員会につきましては、質疑について全て報告させていただいていますことを申し添えさせていただきます。

以上です。

入江康仁議長

次に、岡村哲雄教育民生常任委員長。

岡村哲雄教育民生常任委員長

おはようございます。

令和3年12月定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月9日木曜日午前9時半から、第1委員会室におきまして、委員6名出席の下で開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案9件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第71号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について、申込手続のデジタル化に関して説明をお願いしますとの質疑に対し、今まで保育所等と保護者等の間で書類で申込手続等を行っていたものを、今回の改正で、保護者の承諾を得た上で、電子媒体でのやり取りをすることは可能となるという改正ですと、課長からの答弁がありました。

次に、委員から、特定地域型保育事業というのは、家庭的保育事業、小規模保育園事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業は紀北町にありますかという質問に対し、特定地域型保育事業には4つの事業がありますが、紀北町には現在事業所はありませんという答弁でございました。

続きまして、電子媒体での手続は、インターネットやスマートフォンから手続はできますかという質問がございました。それに対し、メール等で送信することにより、情報提供をすることが可能になるという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第72号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、町内の個別火葬の使用料には、大きさによらず一律5,000円という認識でよいのですかという質疑がございました。それに対し、大きさで区分しておらず一律の使用料ですとの答弁が、課長からございました。

次に、荷坂やすらぎ苑での動物火葬はどのようになっていますかという質問に対し、荷坂やすらぎ苑では、動物の個別火葬は行っておらず、全て合同火葬になりますとの答弁がございました。

続きまして、畜犬登録というのはどのようなもので、手続は煩雑なものなのですかという質問に対し、畜犬登録は、狂犬病予防法により、犬を飼育する場合は市町村への登録が義務づけられているもので、手続としては、環境管理課の窓口で登録用紙を1枚記入していただくだけの簡単なものだという答弁が、課長からございました。

続きまして、動物の個別火葬を行う場合、火葬日時等は住民と役場が双方で調整されていますかという質問に対し、動物の個別火葬は、まず人体の火葬を優先した上で、人体火葬が

入っていない時間帯で飼い主と調整し、火葬を行っていますという答弁でございました。

続きまして、本会議で小動物はハムスター等という説明がありましたが、他に実績のある動物は何ですかという質問に対し、ハムスターのほかに火葬実績のある小動物は、鳥やウサギですという答弁が、課長からございました。

続きまして、紀北町に畜犬登録されている件数を教えてくださいという質疑に対し、令和3年3月31日現在で1,063頭登録されていますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第73号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、出産育児一時金の昨年度の実績を教えてください。また、国民健康保険の被保険者の人口に対する割合はどれくらいですかという質疑に対し、直近3年間の実績になりますが、令和元年度が6件、令和2年度5件、令和3年度4件です。また、国民健康保険の被保険者数の人口に対する割合は約25%ですと、課長からの答弁がございました。

次に、出生数に対する国民健康保険者の出生した世帯の割合はわかりますかとの質疑に対し、この点につきましては、後ほどお示ししますという答弁でございました。

次に、条例では、3万円を超えない範囲内で、町長が定める額を加算した額を支給できると書いてありますが、40万4,000円に3万円を加算し、43万4,000円を支給することはできないのでしょうか。また、近隣市町の一時金はどうなっていますかという質疑に対し、出産育児一時金に関しましては、国民健康保険法の政令で金額が定められていますので、近隣市町を含め全国一律42万円です。今回の条例改正では、出産育児一時金40万4,000円を40万8,000円に、出産育児一時金の加算に関する規則で、産科医療制度の掛金は対象となる赤ちゃんの数や補償額等により改正されます。支給額は42万円に変更ありません。この産科医療補償制度は、平成16年に医療事故が発生し、その後大きな裁判となったことをきっかけに、安心して出産できるように医師の確保と出産した母と子を守ることを目的とし、平成21年7月に創設されたと、課長からの答弁でございました。

次に、出産育児一時金の支給はどのような方法で行われるのか、また産科医療補償制度の掛金は個人として支払わなければならないのかという質疑に対し、産科医療補償制度は、三重県では全ての産婦人科が加入しており、全国でも99.9%の加入率となる。出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金は、病院で手続が行われ、退院時に精算することとなりますという答弁が、課長からなされました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第74号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、住民課所管分については質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、委員から、感染予防事業費等補助金、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金はどのようなものですかという質疑に対し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業に全額補助で充当されており、高齢者施設2施設に対しての非常用電源の設置に係る整備補助金ですと。感染予防事業等補助金については、健康管理システムのマイナンバーに関連したシステム改修費に対する補助金です。新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金は、集団接種に係る医療従事者の時間外手当ですという答弁がなされました。

委員から、具体的にはどのような事業ですかと。それに対し、高齢者施設の非常用電源等の設置に係る補助金ですと答弁がございました。

委員から、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金については、再度説明をお願いしますと。また、養護老人ホーム費の職員人件費、会計年度職員人件費について、なぜこの時期に予算計上なのかという質疑がございました。それに対し、時間外手当については、新型コロナワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な三重県内において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣することで、ワクチン接種体制を強化することを目的としています。また、養護老人ホームの人件費について、会計年度任用職員を年度当初から募集していましたが、予定どおり採用できなかったことによる減額です。職員人件費については、6月で看護職員が退職したこと等による減少分ですという回答がございました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金870万7,000円は、システム改修に関わる費用ですかという質疑がございました。それに対し、コロナワクチン関係のシステム改修費も含んでいますという答弁がございました。

続きまして、感染症予防事業費補助金はシステム改修費のみですかに対し、こちらについ

ては、健康管理システムのシステム改修費ですという答弁でございました。

委員から、さらに、地域介護・福祉空間設備等施設整備交付金事業について、非常用電源ということですが、なぜこの2施設なのか。他の施設から申請があったときは、追加申請可能なのか等について教えてくださいとの質疑に対し、今回対象となった2施設のみが県に申請し認められたもので、他の施設は申請していませんという答弁がございましたが、それに対し、他の施設にも広報してくださいと。また、養護老人ホーム等の人件費について、今の時点で予算を削減してしまって、これから採用があった場合、予算的に問題ありませんかという質疑がございました。それに対し、各施設及び事業を管轄している広域連合等にも周知していきたいと思えますという答弁と、さらに正職員の看護師については、12月1日から採用しており、その分も見込んだ予算額となっていますと。今年度会計年度任用職員については、当初は1年分の予算を計上していたため減額にはなりますが、5か月分の人件費を見込んでおり、今後採用があった場合にも対応可能となっていますという答弁がございました。

続きまして、委員から、非常用電源の種類はどのような方式のものですか、またどのような方式であれば補助対象になりますかという質疑がございました。それに対し、2施設ともガス発電機となっています。どのような方式であれば補助対象となるのかについては、手元に資料がないためお答えできませんという答弁でございました。

次に、予防費の細目事業の説明をお願いしますという質疑がございました。予防接種事業は、新型コロナワクチン3回目の接種に伴う事業です。母子保健事業は令和2年度母子保健衛生費国庫補助金の返還金、健康増進事業は電算システムの改修費、未熟児養育医療給付事業は、令和2年度未熟児医療費等国庫負担金、三重県養育医療給付事業等負担金の返還金ですという答弁がございました。

さらに、委員から、予防接種事業は3回目のワクチン接種に係る費用とのことですが、具体的な計画を教えてください。また、健康増進事業の電算システムの改修についても、具体的に説明をお願いしますという質疑がございました。それに対し、3回目のワクチン接種については、2回目のワクチン接種から8か月経過した方が対象となっており、接種券の発送等を順次行っております。12月から接種が始まっています。集団接種を受けられた高齢者の方については2月末から、2回目の接種から8か月たっていますので、今回の補正予算分で実施していきます。なお、4月以降の方につきましては、新年度予算で実施する予定です。さらに、健康増進事業のシステム改修につきましては、感染症予防事業費等補助金を受けて実施するもので、健康管理システムの改修になりますという、課長からの答弁でござい

た。

委員から、3回目のワクチン接種については、2月から3月にかけての高齢者のワクチン接種は集団接種で実施されると思いますが、希望者だけになるのですかという質疑がございました。それに対し、高齢者のワクチン接種は、個別接種と集団接種のうち、希望に応じて選択していただく方式を検討しておりますという、課長からの答弁でございました。

続きまして、個別接種と集団接種の両方を選択できるということになると、住民の方々が混乱すると思いますので、分かりやすい案内をぜひお願いしますという質疑がございました。それに対して、住民の皆さんには分かりやすくお知らせできるよう心がけますという答弁がございました。

続きまして、2月から3月にかけて始まるワクチン接種の予算は、新年度予算で計上しては遅いのではないのですかという質疑に対し、3回目ワクチン接種に関わる費用については、令和4年3月までに必要となる分を今回の補正予算に計上していますという答弁でございました。

続きまして、新年度予算については、現在の予算で不足する分について予算を計上するというところでよろしいのですかという質疑に対し、今後不足する分については、3月補正や令和4年度予算で対応していきたいという、課長のお答えでございました。

以上のとおり、福祉保健課所管分については終了しました。

次に、水道課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第75号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

失礼しました。1つ、ごめんなさい、質疑ちょっと忘れまして、ごめんなさい。第75号の質疑でございました。

こういった質疑がございました。委員から、4人分の人件費で314万円の減額となっており、管理職手当が減っていますが、管理職が減ることによって業務に支障はありませんかと

いう質疑が75号でございました。それに対しまして、住民課から、支障はありませんという答弁がございました。失礼しました。これが75号でございます。

したがって、75号につきましては、この質疑でございまして、採決に入り、全員賛成によって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第76号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第77号、令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

委員から、現在の基金残高を教えてください。また、歳出に時間外手当105万8,000円がありますが、法定労働時間を超過していませんかという質疑に対し、補正後の基金残高は4,282万7,679円です。法定労働時間を超えた時間外労働はありませんでしたという回答がございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第78号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第79号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第9号）についての審査を行いました。

委員から、申請が必要となる高校生以上の方は、年内に支払いが可能なのかという質疑がございました。それに対し、児童手当の対象となっている方には、年内に支給ができるよう進めています。高校生、公務員等の方については、申請が必要となっていることから、申請があり次第支給したいと考えていますという答弁がございました。

次に、クーポンより現金がよいという希望も聞いています。また、国の方針等10万円の全体像が見えていない中で、予算要求は時期尚早ではありませんか。もう少し確認、検討が必要だと思いますが、いかがですかという質疑がございました。それに対し、子育て世帯への臨時特別給付金について、当初現金5万円、クーポン5万円となっていたうちの現金5万円

分については、年内の支給が求められていることから、今回補正予算を計上させていただきました。クーポン分とされている残り5万円については、今後情報収集に努め、給付方法を検討していきたいと考えているという答弁がございました。

次に、給付金の予算額が7,785万円、5万円で割り戻すと1,557名分ですが、対象人数は足りますか。また、10万円を一度に支給するとしている市町村もありますが、そちらは国からの財源がない状態で事業を行うということでしょうかという質疑がございました。それに対し、給付対象者については、不足することがないように見込んでいます。現在のところ、5万円分しか国からの情報提供はありませんので、10万円支給を進めている市町村は、自主財源で事業を計画していると思われまますという答弁が、課長からございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された9案件についての審査の経過と結果報告を終わります。どうもありがとうございました。

入江康仁議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

入江康仁議長

それでは、続きまして、さきの9月議会定例会において継続審査となっておりました、令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定外4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

平野隆久決算特別委員長。

平野隆久決算特別委員長

それでは、決算特別委員会へ付託された案件について、審査経過並びに結果について報告いたします。

令和3年9月議会定例会において決算特別委員会に付託されました、令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各会計の決算認定案件について、去る10月21日、22日に審査を行いました。

それでは、認定第1号 令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過

と結果について報告いたします。

まず、議会事務局所管分について、議会事務局の説明を受け、質疑に入り、共済費1,796万195円についての質疑に対し、共済費については、議員の共済費は退職された議員の年金、まだ支給されている議員がいるので、その過去の年金部分の負担額が計上されております。職員に関しては、職員の共済費、社会保険、共済の関係が当たってくる部分になりますとの答弁がありました。

今何人ぐらいの方が年金の受給をしているのか、会計年度任用職員も含んでの金額なのかの質疑に対し、職員分費用については3人分の職員分のみで、会計年度任用職員は共済ではなくて社会保険ですので、総務課のほうで一括して支払いしています。議員年金を受給している人数については、退職された方と、あと遺族、退職した議員が亡くなられて遺族が受給している場合がありますが、退職されて年金受給している方が13名、遺族年金として受給している方が9名、合計22名となっていますとの答弁でありました。

また、職員の自己負担分と、一般的な社会保険みたいに共済で自己負担分と事業所負担分があるのかの質疑に対し、自己負担分は当然あります。長期、短期で、自己負担分として月々給料とか手当からも引かれていますので、自己負担分はありますとの答弁でありました。

以上で議会事務局所管分についての質疑を終了し、次に総務課所管分について、総務課の説明を受け、質疑に入り、総務課所管の人件費と会計年度任用職員の人件費等の分け方と、総務課所管の正規職員と、それ以外の正規職員の人数内訳の質疑に対し、総務課所管分として、正規職員と5年採用の会計年度任用職員の事務職員等は、基本的には総務課で管理していますが、それ以外のリサイクルセンターや学校関係等、一部の会計年度任用職員は、それぞれの課で管理しており、会計ごとの人数内訳として、一般会計で特別職3名を含めた180名、特別会計が15名、水道会計が11名で、計206名となっております。会計年度任用職員については、一般会計89名と特別会計27名が総務課管理で、これ以外の会計年度任用職員は約90名ですとの答弁でありました。

報酬に係る率が増加しているのはなぜかの質疑に対し、令和元年度までは賃金の科目で支出していましたが、令和2年度以降は、会計年度任用職員として報酬の科目で支出することになったことが主な要因となりますとの答弁でありました。

職員手当等の不用額が643万7,735円となった原因と、共済費の短期と長期に対する詳細、退職金の積立てはどの科目に含まれているのかの質疑に対し、職員手当等について大きな要因は、時間外勤務の手当の減となります。共済費について、職員に係る短期分は掛金と負担

金が2分の1ずつ、町の負担は、短期分で1,000分の55.47、長期分で1,000分の139.1033、保健福祉の負担分で1,000分の1.5、合わせて1,000分の196.0733となります。個人の掛金も、ほぼ同じような率となります。時間外手当の当初予算は、給料月額4.5%で計上しましたが、12月補正により5.5%で計上しました。ただし、新型コロナウイルス関連により各イベント等が中止になったことで、最終的に不用額となりました。共済費の短期給付は健康保険の部分と、長期給付は年金の部分を指します。退職手当組合への負担金は、18節・負担金、補助及び交付金に計上されていますとの答弁でありました。

旅費と交際費について、半分近くが不用額となった原因と、委託料に係る職員のストレスチェックについての質疑に対し、旅費と交際費については、新型コロナウイルス関連により、出張や地区のイベントが極端に減少したことによるものです。なお、町長の出張経費などのほか、会計年度任用職員に移行したことによる残りの通勤手当が、費用弁償として支給されています。ストレスチェックは386名が受診し、委託先によりチェック表を基に診断していただいています。決算額25万4,760円ですとの答弁でありました。

以上で総務課所管分について質疑を終了し、次に財政課所管分について、財政課の説明を受け、質疑に入り、財産管理費の工事請負費の不用額4,423万3,000円についての質疑に対し、不用額につきましては、全て町民センター解体事業に係るものですとの答弁でありました。

以上で財政課所管分について質疑を終了し、次に出納室所管分について、出納室の説明を受け、質疑に入り、備品購入費の中には公金振込伝送ソフトとありますが、支払い、収入業務全般を行うソフトなのか。また、入金については、銀行の通帳に入金になるのかの質疑に対し、支払いに関するもののみです。第三銀行にメインのコンピュータールームがあり、そこに町がデータを送信し、第三銀行から各銀行にデータを送信して、引落としや振込を行うソフトで、住民の方からの入金については、会計管理者の口座に直接入金されていますとの答弁でありました。

以上で出納室所管分について質疑を終了し、次に企画課所管分について、企画課の説明を受け、質疑に入り、6目・企画費の公共交通の質疑に対し、報酬の1,082万9,905円のうち、地方バス運行対策事業については670万2,579円となり、また会計年度任用職員の時間外報酬は13万4,221円もあります。職員手当等では、会計年度任用職員の期末手当113万6,027円が入っています。共済費には、社会保険料として122万2,077円、労働保険料5万140円です。旅費では、普通旅費6,600円、会計年度任用職員の通勤手当が38万4,000円です。需用費では、消耗品費が55万9,164円、燃料費が46万2,046円、修繕料が12万2,254円です。役務費では、

通信運搬費が31万2,178円、広告料が2,000円、手数料が2万4,750円、保険料が5万8,340円です。委託料は、地方バス運行対策に係る委託料が1,845万7,194円、調査研究委託料が92万3,000円です。使用料は、システム使用料が232万1,960円で、賃借料として148万1,040円です。負担金、補助及び交付金は、地方バス運行費について716万円です。公課費は6,600円です。以上が、企画費の中の地方バス運行対策に係る事業ですとの答弁でありました。

廃止代替バス河合線は883万円となっていますが、何便運行され、運賃や乗車人数はどれぐらい乗っているのかの質疑に対し、長島駅から河合区間の運賃は、180円から530円のうち距離によって変わります。また、年中無休で1日3往復しています。乗車人数は、令和元年10月から令和2年9月までの1年間の実績で3,257人ですとの答弁がありました。

1日当たりになると約10人で、3往復の運行で883万円かかっていると、経費としては多く要るので見直しが必要と思いますが、企画課としてどのように評価しているのかの質疑に対し、地方の公共交通を利用して移動したいと思う方は、1人であれ100人であれ同じです。私たちは、そこにどのような手だてをしていくかを考えることが大切です。河合線の区間は、令和2年度については、廃止代替バスの運行により手だてするのが相当な手段と考えて運行してきましたとの答弁でありました。

いこかバスの運行費が451万3,000円ですが、何往復しているのか、また利用人数はの質疑に対し、いこかバスの令和2年度利用実績は延べ2,094人で、海野線、便ノ山線で週に2日ずつ運行していますとの答弁でありました。

新交通システム実証事業だけの財源内訳が分かりにくいのですが、予算の説明では国や県の支援があり、もう少し一般財源の負担が少ないと聞いたと思うのがの質疑に対し、見た目は、おっしゃるとおり一般財源が多くなっています。補助金等については、できる限り確保しており、具体的には地域内フィーダー系統確保維持費補助金67万4,000円や、三重県高齢者等の移動手段の確保に向けた地域モデル事業補助金300万円で、これは紀北町の強い要望で三重県に確保いただいた補助金です。また、南部地域活性化事業補助金46万1,000円を確保するなど取り組んでいます。また、一般財源部分は、集落支援員の特別交付税措置があるので、実質町の負担はないという説明をさせていただいていますとの答弁でありました。

資料の財源内訳の中で、利用者からいただく運賃はどこに幾ら入っているのかの質疑に対し、財源内訳のその他の141万円が、全ておでかけ応援サービスえがおの運賃収入になりますとの答弁でありました。

また、委員より、えがおについては、今後とも議論を深めて、もっと利便性の高い交通に

していきたいと考えていますので、財源内訳の詳細について、いこかバス、廃止代替バス、えがおについて、経費と財源内訳、利用者数の資料の提出依頼があり、資料提出後、えがおについては、令和2年度の町の負担は約33万円の負担で済んでいます。今後の交付税措置や補助金の見通しの質疑に対し、来年度については、今年並みに想定しています。ただ、長期については分かりません。特に、特別交付税措置については、年々変化していくと考えられていますので想定ができませんとの答弁でありました。

財源内訳のその他は、えがおだけの運賃収入と答えられましたが、河合線やいこかバスの運賃は含まれていないのかの質疑に対し、運行を実施している三重交通に入っていますとの答弁でありました。

いこかバスの国庫補助金については、町ではなく三重交通に直接入っているとのことだが、どのような仕組みなのか。また、配車予約システムを導入したとのことですが、費用はどれぐらいなのかの質疑に対し、国庫補助金については運送事業者が対象ですので、地方公共団体に交付されるものもあれば、民間に交付されるものもあります。今回は地域内フィーダー系統確保維持費補助金であり、地域公共交通いこかバスについては、三重交通に交付されています。配車予約システムは、今後活用していけるかを検証するため、令和2年度に実験的に導入しました。現在は実施しておりません。導入にかかる経費は155万5,752円で、システムの使用料は118万8,000円ですとの答弁でありました。

また、えがおの運行経費1,988万2,000円は運行経費のみで、車などの設備は入っていないのかの質疑に対し、車両についてはリース契約をしていますので、リース料が含まれていますとの答弁でありました。

地域おこし協力隊事業受入れ事業の316万8,000円ですが、紀北と都市部のネットワークづくりの活動成果についてと、取り組んだ業務で一番費用がかかった部分があればの質疑に対し、地域おこし協力隊受入れ事業については、地域おこし協力隊1名が企画課内で事業を遂行しています。活動内容は、オンライン等を活用して、町にゆかりがある都市部に住んでいる方に核となっていて、町の問題解決や活性化の取組に協力していただけるよう働きかけていく事業です。しかしながら、コロナ禍でこちらから都市部へ出向くことができないことから、オンライン上のコミュニケーション体制やルールづくりなどの整備を行いました。費用については、約230万円が人件費で、約36万円がそれに伴う共済費です。昨年度については、体制整備のための需用費等の僅かな支出となっていますとの答弁でありました。

住宅リフォームの補助金960万円で、内容や経済効果等の成果について、どのような業種

にどれだけ使われているのかの質疑に対し、成果については、申請していただいた方102件に対し、960万円の支出をしています。経済効果については、工事実施額が約4,314万5,000円ですので、それが町内の経済効果と推定できると考えており、事業者の営業種目別の集計はしていませんとの答弁でありました。

以上で企画課所管分について質疑を終了し、次に税務課所管分について、税務課の説明を受け、質疑に入り、法人事業税交付金について、令和2年度から予算計上されているが、運用も含めて単年度なのか、来年度以降もあるものなのかの質疑に対し、法人事業税交付金につきましては、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人割の減収分の補填措置として、県法人税の一部を市町に交付される交付金になります。交付期間につきましては、令和4年度までは交付されることになっていますが、それ以降については今のところ未定となっていますとの答弁でありました。

以上で税務課所管分について質疑を終了し、次に住民課所管分について、住民課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分について、福祉保健課の説明を受け、質疑に入り、歳入の2節・児童福祉費負担金について、収入済額1,683万1,000円、不納欠損額16万8,000円、収入未済額13万9,000円とあることについての質疑に対し、不納欠損額16万8,000円については、平成26年度分及び平成27年度分の保育料未納分を不納欠損したものです。収入未済額13万9,000円については、平成26年度分、平成29年度分及び平成30年度分の未納分であり、それぞれ分納中です。分納中のものについては、数年のうちに全て納めていただく予定ですとの答弁でありました。

災害援護資金貸付金返還金について、調定額約3,200万円に対して、収入未済額が207万3,145円となっている内容の質疑に対して、災害援助資金貸付金返還金について、令和2年度の償還金額が207万3,145円でした。令和2年度当初には50件の未納がありましたが、令和2年度中に2件が完済され、令和3年度への繰越しは、件数が48件、金額は3,091万5,859円となりました。繰越しの48件の対応については、平成16年度の災害ということで、亡くなられた方や連絡を取ることが困難な方も一部おられます。年に1回は収納の相談も実施させていただいて、収納率の維持に努めたいと考えていますとの答弁でありました。

歳出の老人福祉総務費の12節・委託料について、不用額が486万442円ありますが、これだけの不用額が発生した理由についての質疑に対し、不用額の主なものとしましては、地域支援事業において400万円が発生しています。介護予防事業として食生活改善の推進やいきい

き学級などを行っていますが、コロナの関係で事業を実施できなかったことが原因でありますとの答弁でありました。

以上で福祉保健課所管分について質疑を終了し、環境管理課所管分について、環境管理課の説明を受け、質疑に入り、塵芥処理費の委託料の不用額が多いのですが、これは予算の作成時の見込みが甘かったということですかの質疑に対し、塵芥処理費の委託料は、不用額1,237万1,976円については、リサイクルセンター管理運営事業のRDFの処理委託料に係るもので、予算見積りのときに比べ、実績の処理量が少なかったためですとの答弁でありました。

浄聖苑管理運営事業と荷坂やすらぎ苑組合の負担金はほぼ同額ですが、それぞれの火葬場の人体火葬件数は、また新型コロナウイルスによる火葬実績があるのかの質疑に対し、令和2年度の実績としましては、浄聖苑が163体、荷坂やすらぎ苑の紀北町内の方の火葬件数が140体です。紀北町内での新型コロナウイルス感染症にかかる火葬実績はありませんとの答弁でありました。

委員より、クリーンセンターの追加資料の提出依頼があり、資料提出後、委託料の事業委託料についてと脱水汚泥の処理料金と運搬にかかる経費についてと、脱水汚泥の比重と運搬頻度は、また脱水汚泥は臭い等がするのかの質疑に対し、事業委託料の実績が1,693万6,821円で、そのうち運搬費用が1,182万7,200円で、残りが処理費用となります。運搬は4 tで延べ240回、合計で226.69 tを運搬しています。運搬する際には、専門の容器に入れて運搬しており、その容器が1.2 tあります。契約上、1回当たり2 t未満で運搬することとなっておりますので、平均すると1回当たりの脱水汚泥運搬量は2 t未満となっております。脱水汚泥は含水率70%のものですが、比重については分かりません。また、運搬頻度としては、平日は毎日運搬しています。収集した汚泥を薬剤等で処理した後、含水率70%にしていますが、臭い等は感じると思いますとの答弁でありました。

また、含水率70%とのことですが、例えば含水率を50%や60%に下げれば、処理料が安く済むのではないのかの質疑に対し、以前の施設では、脱水汚泥の含水率は85%程度でしたが、施設改修により70%にできるようになりましたが、現状の施設では70%以下に含水率を下げることはできませんとの答弁でありました。

以上で環境管理課所管分について質疑を終了し、次に農林水産課所管分について……

入江康仁議長

平野委員長、ここで暫時休憩、ちょっと取りたいと思います。いいですか。

平野隆久決算特別委員長

はい。

入江康仁議長

ここで暫時休憩を取ります。10時50分まで。

(午前 10時 34分)

入江康仁議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

平野隆久決算特別委員長

それでは、引き続き報告させていただきます。

次に、農林水産課所管分について、農林水産課の説明を受け、質疑に入り、歳入で和具の浜駐車場の収入と稼働実績は。また、農業費補助金が予算に対して調定額が少なくなっている原因は。また、受託事業の農業年金についての質疑に対し、和具の浜海水浴場駐車場料金として、令和2年度は231万円の歳入があり、稼働実績については、令和2年度の場合は、7月5日の日曜日から8月31日まで稼働しています。駐車台数が約2,300台駐車し、8,300人程度のお客さんが来ています。農業費補助金の調定が入っているのは、繰り越しして翌年度に事業を行うものでありまして、ため池の調査の分を繰り越しており、そのため金額が減っています。農業者年金については個人がかけていますが、その事務事業を町が行っていますので、その委託手数料として歳入がありますとの答弁でありました。

みえ森と緑の県民税市町交付金2,333万円に対してについての質疑に対し、みえ森と緑の県民税市町交付金につきましては、大きく「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」、例えば災害に強い森林づくりでしたら、山の谷筋に倒れている木を伐採して運搬して、川に流れ出ないようにするような業務や、県民全体で森林を支える社会づ

くりの場合は、森を育む人づくり、森林環境教育のようなものがあります。木質化という事業もあり、これまで地元の木材を使用し、みえ森と緑の県民税を活用して、木質化の事業を行ったこともあります。現在森林環境譲与税も創設されましたので、木質化の事業に関しては学校の机等を木質化するというので、令和3年度に譲与税を活用して木質化の予算に充てていますとの答弁でありました。

林業振興費の委託料の不用額についての質疑に対し、不用額は1,808万4,216円の内容につきましては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を使いまして、流域防災機能強化対策事業委託金であり、災害に強い森林づくりというところで、溪流の周辺の山の木を間伐するという事業を行っています。それが754万円くらいですが、事業の進展が計画どおり行かなかったということで不用額となりました。もう一点、森林経営管理として譲与税を活用した事業で、森林境界の明確化を森林組合に委託しています。その境界明確化の事業が当初の計画どおりに進まなかったということで、減額したということですとの答弁でありました。

林業振興費の危険木伐採補助金の内容と、申請手続は個人なのか、自治会なのかの質疑に対し、補助金については、事業費の9割の補助です。補助金額が上限50万円ですので、50万円の範囲でやっていただくか、どうするかを自治会と相談させていただいて、補助範囲内の部分だけをやって、また翌年度にやるとか、そういった相談をさせていただいています。危険木伐採補助の手続は、まず自治会から要望が出ているというのが第一条件となっており、交付対象についても、自治会に対しての補助金の交付となっています。個人への交付ということはありません。以前から自治会に「こういう事業があります」というのは説明しており、毎年自治会から人家裏の危険木の伐採に関して要望が出てきます。その要望に基づいて予算等があり、予算状況に基づいて自治会から申請をしていただいて、町から交付決定を出し、実績に基づき補助金を出すとの答弁でありました。

人家裏危険木材伐採を実施した自治会というのはどこの自治会かの質疑に対し、危険木の伐採事業補助金につきましては6自治会で、片上2区、田山区、上里区、船津区、島勝浦区、山本区です。伐採につきましては、森林組合等の林業事業体など、自治会が伐採を業者に委託して、その事業費の9割について町が補助しておりますということですとの答弁でありました。

以上で農林水産課所管分について質疑を終了し、次に商工観光課の所管分について、商工観光課の説明を受け、質疑に入り、町営施設を指定管理及び管理委託する場合に、備品とか消耗品は、町が購入するものと管理者が購入するものがあると思うが、備品についてもい

ろいろあります。その都度、指定管理者から相談があって、誰が負担するかなど協議をされているのか、また指定管理料のほとんどが人件費なのかの質疑に対し、基本的に施設管理に必要な備品は町で購入しています。必要な備品については、町に相談をしていただくこととなります。昨年度の実績ですが、例えばキャンプinn海山では、衣類乾燥機、羽毛布団などを購入しています。また、施設修繕については、キャンプinn海山では、30万円以上の大規模修繕については町が行うことになっています。指定管理料のほとんどが人件費などで占めていますとの答弁でありました。

きほく生活応援プレミアム付商品券の事業効果についての質疑に対し、販売率81.5%で、累積換金額は3億7,423万円でありました。きほく生活応援プレミアム付商品券の経済効果ですが、直接的効果として約4億円弱ということになっております。しかし、私どもも業務を行っている中で、町民の皆様からたくさんの喜びの声をいただいています。例えば、町民の方から「商品券を発行してもらったので、買いたかった家電製品、冷蔵庫を新調しました」であるとか、また「ちょっと高級な化粧品を購入しました」というようなお話をお伺いしています。そう考えますと、生活必需品のみですと経済波及効果は弱いと一般的に言われていますが、それ以外のぜいたく品と言われるものもご購入いただいていることから、事業費よりさらに大きな経済効果があったのではないかと考えています。プレミアム商品券では、約2割分は商品券をご購入していただけなかったということになりますが、同年度にきほく生活応援商品券を全世帯無償で配布をさせていただいています。その換金率は97.3%と高いものとなっております、相乗して、さらに経済的効果は大きくなっていると考えていますとの答弁でありました。

きほく生活応援プレミアム付商品券の販売率81.5%をどのように分析しているのか。また海山地区の場合は、みえ熊野古道商工会海山支所は3階まで上っていかなければいけないということで、購入を諦めたという方の声もたくさん聞きました。その後、改善もされたことについての質疑に対し、他の市町村では、1か月程度購入期間を設けて、売れ残った商品券をさらに再募集し、さらに売れ残った場合、再々募集をするということにより、販売率を100%近くまで持っていくようにされていると聞いています。そうしますと、資金に余裕のある方にプレミアム付商品券が集中することになってしまうので、それは避けたい。なるべく町民の皆様全ての方が買いやすいようにとの思いから、当町においては購入期限を設けないということとさせていただきました。次に、みえ熊野古道商工会海山支所は3階ですが、換金及び販売に関しては、1階まで商工会の職員の方が出向いただいています。そのほ

かにも、ご購入いただきやすい改善として、町民の方から「平日では購入できない」というご相談を受けたことから、当町より商工会に相談をさせていただいたところ、毎月1回、休日販売も行っていただけるようになりましたとの答弁でありました。

中小企業・小規模事業者向けの利子補給制度の利子補給件数と金額についての質疑に対し、利子補給の決算額については91万8,000円であり、件数は48件ですが、例年より件数が少ないと感じられたかと思います。これは、マル経新型コロナウイルス感染症別枠融資といたしまして、借入限度額1,000万円、借入れ後3年間、実質無利子化されるという国の制度が新たに創設されたことによるものです。そのため、マル経新型コロナウイルス感染症別枠融資への借換えが進み、見かけ上、利子補給件数が大幅に減少しているようになっています。補助対象の延べ融資額ですが、3億3,170万円でしたとの答弁でありました。

以上で商工観光課所管分について質疑を終了し、次に建設課所管分について、建設課の説明を受け、質疑に入り、住宅使用料の収入未済額、未済の方の件数、なぜ返済ができなかった等の理由についての質疑に対し、収入未済額については1,285万6,083円になります。件数は、長島地区11件、海山地区14件で、団地は、志子団地、志子第2団地、天摩団地、山居団地、船付団地、矢口白越団地、前桂団地、長浜輪戸団地、小山団地、引本団地、あけぼの団地、小松原第2みどり団地、汐ノ津呂団地、大湯団地です。町営住宅のほとんどが低所得者向けで、小松原第2みどり団地だけが中所得者向け住宅となっています。収入未済額がある理由としましては、滞納された方が亡くなられたり、連絡不能になっている方が多くいます。現在入居していただいている方につきましては、納付誓約書を結び、現年度分の家賃と合わせて過年度分を計画的に納めていただいていますとの答弁でありました。

また、入居条件として、世帯所得等の制限を設けていますが、例えば子育て世帯の方等であれば低所得でなくても入居できるようにすれば、空き部屋もなくなるのではないかと質疑に対し、現在町営住宅の管理戸数は278戸で、入居戸数は222戸です。残りの27戸は準備中空き家と、29戸が政策空き家になっています。準備中空き家で修繕等が終了し貸し出せるようになれば、広報等で募集を開始します。その際には、収入基準等の入居基準を決定しています。しかし、空き家のままだもったいないので、入居基準については、法令等の可能な範囲で検討していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

令和2年度主要事業の成果の町道改良事業で、それぞれの工事から出る廃材などの処分についての質疑に対し、産業廃棄物については、マニフェストにより適正に処理することが義務づけられています。また、工事の完成検査におきましても、廃棄物処分が適正に行われて

いるのかの検査も実施しています。町発注工事につきましては、三重県建設副産物処理基準に基づき、建設発生土や建設廃棄物は処理することが決められており、その旨、工事仕様書に記載され、適正に公共工事を実施しています。今後ともしっかりチェックして実施していきますとの答弁でありました。

以上で建設課所管分についての質疑を終了し、次に危機管理課所管分について、危機管理課の説明を受け、質疑に入り、非常備消防費の報償費、予算額806万6,000円に対して支出金額120万7,850円になっており、不用額が多いが、予算では何人分の退職報償費となっていたのかの質疑に対し、退職者報償20名分の予算額となっておりますが、実際は2名の退職者の報償費支出であり、18名の退職報償費が未支出のため、不用額が685万8,150円となっておりますとの答弁でありました。

災害対策費、14節・工事請負費の予算額7億2,399万7,000円に対して、不用額が2億3,630万2,100円の理由はとの質疑に対し、防災行政無線デジタル化事業に関しては、令和元年度から2か年にわたりまして、契約額が5億1,084万円であり、工期が令和3年3月19日となっております。2億3,630万2,100円の不用額となったのは、屋外子局の応答の音声为正しく返されるか、工期ぎりぎりまで動作検証をする必要があったため、補正減額を行っておりません。もし不具合があれば、不具合がある子局が判明した場合、1基当たり数百万円の工事費がかかるということであったためですとの答弁でありました。

汐ノ津呂排水機場については改修の計画があると伺っていますが、施設としての寿命がもつかということと、危機管理課が所管する排水機場は3か所だけなのか。また、汐見排水機場と汐ノ津呂排水機場のメンテナンス業者が同一業者かということについてと、令和2年度の修繕工事の内容についての質疑に対し、汐ノ津呂排水機場については、設置が昭和44年ということで、建築から52年経過しております。汐見排水機場については、汐ノ津呂排水機場よりも新しい施設でございます。あと、危機管理課所管分の排水機場は、汐ノ津呂排水機場と汐見排水機場、それから加田にある施設は小型のポンプが据えられているだけです。汐見・汐ノ津呂排水機場の保守については、同一の業者が行っています。令和2年度の修繕内容については、汐見排水機場の発電機の修繕を実施しており、汐ノ津呂排水機場の修繕はありませんでしたとの答弁でありました。

非常備消防費の備品購入費での煙テントですが、貸出しできると述べていましたが、どこへ貸出しができるのかということと貸出しの実績は。また、貸出しについては、防災訓練時に自治会や自主防災会組織が無料で借りることができるのかという質疑に対し、貸出しにつ

いては、広報でお知らせはさせていただいています。消防団員の訓練や学校での防災教育に活用していただければと考えています。貸出しの実績については、紀伊長島地区と海山地区の社協と本庁と支所役場職員での体験に、それぞれ使用しました。また、いきいき子ども学園でも使用いただいています。昨年度については、コロナ禍ということもあり、実績も少なかつたことがあろうかと考えます。今後は自治会や自主防災会組織にもご活用いただくため、貸出しはさせていただきたいと考えております。貸出し基準を設けたいと考えます。また、使用料については、無料の方向で検討とさせていただきたいと思いますが、使用に係る煙発生時に必要な消耗品費等については、必要に応じて予算化させたいと思っておりますとの答弁でありました。

以上で危機管理課所管分について質疑を終了し、次に学校教育課所管分について、学校教育課の説明を受け、質疑に入り、貸付金元利収入の第1節・奨学金返還金で、収入未済額925万4,300円についての質疑に対し、奨学金の返還金ですが、貸し付けた金額ではなく、過去に貸し付けた奨学生の返還金になります。こちらは88人が償還中です。その中には、過年度分を返還している者もいますが、きちんと現年分を返還している者もいます。収納率は、現年度分は83.83%、過年度分は13.99%です。未済額のほとんどが、過年度分のものとなります。過年度分の収納率13.99%についてですが、調定額が966万9,300円で、収納額135万3,000円です。30数人が過年度分の対象者で、分納している者もいますが、連絡が取れない者もいます。現在、住所等を調査し通知を送っていますが、連絡が取れない者も多く、今後調査を続けて連絡を取り、収納率を上げていきたいと思っております。奨学金を借りているときは連帯保証人をつけてもらっていますが、本人と連絡を取り、それでも駄目な場合は、連帯保証人とお話しすることで考えています。今まで連帯保証人には、返還の連絡などはしていない状況です。今後は連帯保証人とも連絡を取り、返還していただけるように対応していきますとの答弁でありました。

主要事業の成果の中で、新型コロナウイルス感染症対策として行う高校生、大学生等への支援についての質疑に対し、この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱きながら学生生活を頑張っている学生等への生活支援として、高校2年生から29歳までの学生に、1人当たり2万円支援するという形で行いました。高校1年生までは児童手当で援助されているということで、高校2年生以上の学生の支援がないということで、学校教育課でこの事業を行いました。学校教育課では、誰が学生なのかなど把握ができませんので、昨年の9月号広報紙に掲載し、申請を保護者からしていただきました。そうしたところ、498

人の方から申請していただき、1人当たり2万円で、合計996万円支援させていただきましたとの答弁でありました。

教育振興費の中の備品購入費の大型ディスプレイの機能は。また、数量と各学校のどこに置いたのか、今後追加していく予定はあるのかの質疑に対し、大型ディスプレイですが、サイズは50インチで、数量については、各学校で必要台数を聞いて購入しましたので、35台ほど購入しました。特別教室に置いてある学校も、普通学級に置いてある学校もあります。全ての学級に置いているわけではありませんが、学校からはこの台数で十分だと聞いています。機能につきましては、モニター機能のみですとの答弁でありました。

教育振興費、11節に役務費があり、手数料のところでは英検受験手数料と説明されましたが、個人負担ではないのかの質疑に対し、この手数料の中に、英語検定受験手数料が入っています。紀北町では、英語教育を充実させるために、中学2年生を対象に手数料を負担して、英語検定を受けてもらっています。基本的には4級を受けていただいています。4級を既に持っている生徒が3級や準2級を受ける場合などは、その差額は生徒で負担するようになっていますとの答弁でありました。

以上で学校教育課所管分について質疑を終了し、次に生涯学習課所管分について、生涯学習課の説明を受け、質疑に入り、文化財調査費の12節・委託料の501万2,500円の予算に対する支出額489万1,500円についての質疑に対し、1つは特別天然記念物カモシカ食害対策事業、防護柵設置事業です。工事費は451万円で、河内の奥で実施しました。もう一つは、長井邸が国登録の有形文化財の指定を受けるための書類作成に要した経費で、18万1,500円になりますとの答弁でありました。

以上で生涯学習課所管分について質疑を終了し、次に水道課所管分について、水道課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、一般会計歳入歳出に係る全ての課の質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、今日資料をいただいたばかりで、令和2年度紀北町一般歳入歳出決算について、認定、不認定の判断をすることが難しく、資料を精査した上で採決するべきと考えますので、消極的に反対させていただきますとの討論がありました。

採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第3号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

福祉保健課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第5号 令和2年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

水道課の説明を受け、質疑に入り、水道管布設替え工事計画は何割ぐらい進んでいるのかの質疑に対し、水道ビジョン計画10年間に対してどういった事業を行うかということで、令和2年度末で約95%の進捗率です。水道ビジョン計画は、全ての水道管を直すといったものではなく、まず収入が10年間でどう入ってくるのか、それに対して支出の建設改良事業をするのかという計画です。紀北町全域で水道管が246kmありますので、全てを10年間で布設替えすることは困難です。順次計画、水道事業自体が赤字にならないように、計画の中で進めるのが水道事業会計であります。246kmの計画をすることとなると、水道料金をどれだけ上げていかななくてはいけないのかという計画は現在ありません。ただ、水道料金をこれから改定するのかしないのか、その割合の中で計画を進めています。現在水道管の耐震化については、本管は23%の進捗率であり、まず本管を直し、その次に古い箇所を修繕して、主に本管の工事を行っています。進捗率95%と言うのは、水道ビジョン計画の中で、本管だけではなく、施設の更新、機械の整備、そうしたものを含めて水道ビジョン計画です。水道の本管だけを耐震するのではなく、三浦浄水場については5、6年の計画の中で、約1億7,000万円かけて浄水場を整備するといったいろいろな整備がありますとの答弁でありました。

また、償還の据置期間は何年になっているのかの質疑に対し、過疎債については据置きが

13年、簡水債は10年で、上水債は5年になりますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終わります。

入江康仁議長

以上で、決算特別委員長報告を終わります。

これで、各委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第70号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第74号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第8号)の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

次に、議案第71号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第72号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例の質疑を行います。
質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第73号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。
質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第74号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第8号)の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第75号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第76号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第77号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第78号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第79号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第9号)の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

私は決算特別委員でしたが、ここの欠席しているところがありまして、1点だけお伺いしてもよろしいでしょうか。欠席したところのところで、ちょっと……無理ですか。

入江康仁議長

それは……欠席、欠席しとったん。ああ、それは、もう委員の中ですから……

11番 近澤チヅル議員

分かりました。また後でお尋ねします、委員長に。失礼いたします。

入江康仁議長

それをお願いします。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和2年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、決算特別委員長報告に対する質疑を終了します。

入江康仁議長

それでは、これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第70号 紀北町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第70号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 議案第71号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第71号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 議案第72号 紀北町営火葬場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第72号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第73号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第73号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第74号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第74号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第75号 令和 3 年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 8 議案第75号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 9

入江康仁議長

次に、日程第 9 議案第76号 令和 3 年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9……

(「休憩したらどうですか」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

ちょっと待ってください、これだけちょっと進めます。すみません。

お諮りします。

日程第9 議案第76号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第77号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第77号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

入江康仁議長

すみません、ここでちょっと暫時休憩して、昼食に入りたいと思います。

(「1時までですか」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

1時まで。はい、すみません。

(午前 11時 33分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第78号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第78号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第79号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第79号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 認定第1号 令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

原隆伸議員。

6番 原隆伸議員

認定第1号 令和2年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場より討論を行います。

決算認定制度の一次的意義として、決算を審査して認定についての結論を出す第一の意義

は、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、検証して、予算効果と行政効果を客観的に判断する。その過程で、これからの反省事項なり改善事項をまとめる。そして、それを町村長としては、その後の予算編成と財政運営に生かし、議会としては、予算審議と財政運営の批判と指導に役立てる意義であるとされているというふうに、議員必携に記載されております。その点から、反省事項、改善事項に対する所見や十分な審査機会を生かせなかったことから、残念ながら反対討論を行わざるを得ない状況になりました。ご理解いただきたいと思えます。

まず、クリーンセンターの脱水汚泥の運送費に対する説明。私は一般質問でも決算特別委員会でもお話ししましたように、私の今までに聞いている事柄と説明を受けたことに対して、整合性は全然ありません。整合性のない事柄について、賛意を表明することはできません。以上の点。

それから、紀北町クリーンセンター改修工事設備仕様書の記載には、改善提案が十分なされていない。そういうこともあって、設備改修後の汚泥の外部搬出量は、私としては適正とは思えず、平成30年度は平均1日搬出量1.9t、搬出運賃は1社4万7,520円であり、令和元年度は平均1.2t、1日排出料金が4万8,400円。令和2年度は、1日0.9tの排出で4万9,280円となっております。このようなことについて十分な対応、要するに設計がまずかったのか、その後の排出に対する、入札によってこの金額は決まるとる可能性があるのですが、これでこのことから、もっと有効な予算が作成できないかなということ踏まえて、反対討論とさせていただきます。

どうか、皆様ご理解のほどをよろしく願いいたします。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第13 認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

入江康仁議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 認定第2号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 認定第3号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

入江康仁議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 認定第4号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 認定第5号 令和2年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

入江康仁議長

ここで、追加議案等の提出がありましたので、追加議事日程等の配付のため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 1時 12分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 13分)

日程の追加

入江康仁議長

本日、町長から追加議案が、議会改革調査検討特別委員会から発議案が、議員から意見書

案が、それぞれ提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案と発議案、意見書案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1

入江康仁議長

追加日程第 1 議案第80号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

お諮りします。

本議案の審議に当たっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議において審議することに決定しました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第80号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第10号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,785万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108

億467万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第80号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第10号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町一般会計補正予算（第10号）

令和3年度紀北町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,785万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億467万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月17日提出

紀北町長 尾上 壽一

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、0歳から高校3年生までの子どもたちに給付する現金の額を1人5万円から10万円に増額するための予算で、財源は全額国庫補助金でございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金は、7,785万円を増額するものでございますが、1人10万円を給付するため、臨時特別給付金給付事業費補助金を増額するものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第3款・民生費、第3項・児童福祉費、第3目・児童措置費は、7,785万円を増額するものでございますが、1人10万円給付するための給付金の増額でございます。

以上で、議案第80号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

平野隆久議員。

15番 平野隆久議員

すみません、確認の意味を含めて質疑をさせていただきます。

この10万円一括については、私は大賛成という立場なんですけれども、この5万円、10号議案のこの残りの5万円、これ、前報道では、自主財源を各市町が立替えなければならないのかなというふうに思ったのですけれども、今回国庫補助金でまた出るということなんですけれども、こういうふうに決定されたということで、今回補助金が入ってくるということなのか、確認をお願いします。

あと、もう一点、あとのこの10万円を一括支給することに関して、すぐにできる場所もあれば、児童手当以外のところは今月中に発送というふうな報道もされていたんですけれども、今月中に申請書を発送して、その方たちは来年からの手続ということで、入金というか、もらえるのはということでよいのか。そこら辺の、各生活団体によって方法いろいろあると思うんですけれども、その点についての質疑を2点まとめます。

入江康仁議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

平野議員の質問にお答えいたします。

先ほど平野議員がおっしゃいました追加の5万円でございますけれども、以前まで5万円を先に給付して、その後は春先に5万円かクーポンかということで言っておりましたんですけれども、令和3年12月15日付の国のほうから指針が出まして、今国会の議決前にでも、地方自治体の考えで一括給付をしてもよろしいということになりました。それと、その補助

金につきましては、国が全部、先ほど財政課長が説明したとおり、国の補助金で賄えるということでございます。

それと、支給の関係でございますけれども、5万円のとくと同じく、児童手当の受給者につきましては、年内に振込を完成するというので今進めております。ただ、申請が必要な方につきましては、今年度中に申請書のほうをお送りさせていただきまして、年明けから振込のほうを開始するような段取りと、今のところなっております。

以上です。

入江康仁議長

いいですか。

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

宮地課長にお聞きしますけれども、その受給する人、もらえる人、そちらには何か福祉保健課あるいは町長から、何か案内文か何か出すのですか。

入江康仁議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

もう今現在、児童手当の受給者には案内文のほうを出してございまして、今後申請する方につきましては、また後ほど、この議会終了後、案内通知のほうを出させていただきます、申請をしていただくという格好を取ろうと思っております。

以上です。

入江康仁議長

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

その案内文、我々議員にも見せていただくというわけにはいきませんか。どういう案内文を出すのか。やっぱり最大の気持ち、国がこれのお金、国が用意するのでしょうか、紀北町として、子どもを育てる意味も含めて、最大うまく使ってくださいよと、そういうメッセージを込めるかどうか、そういうことはされないのですか、どうですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事務的な手続ということで、させていただきたいと思います。

入江康仁議長

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

今、町長、そんなことを言ったけれども、そういうことを私質問して、今、宮地さんに言っているんじゃないんですよ。事務的なことじゃなくて、心を込めてそういう文章にするのかどうかということ。というのは、まだこれ、テレビをしょっちゅう見ている人は分かっておりますけれども、分かっていない人がいると思うんですよ。だから、やっぱり国は国として、あるいは我々紀北町として、やっぱりそういう心を込めたメッセージがもしできればいいのかなという、そういう意味で私は言ったんですよ。町長の話とは全然違うよ。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですから、事務的な文章として出させていただきますというのが結論でございます。

(「もう一遍いいですか」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

いや、もう3回目ですんで。

あの、補足は、宮地福祉保健課長はできますか。

宮地浩福祉保健課長

もう既に、案内の文章のほうは、5万円のほうの、こういう国のほうからこういうことで、5万円のほう、振込の手続をしているということの通知のほうは、町長言われましたように、事務的な文章のほうは、もう既に出させてもらっております。あと今後、振込しましたとか、また申請をしてくださいという文章につきましては、先ほども町長言われたように、事務的なことで今これから出すということでございます。

以上です。

入江康仁議長

ほかにございますか。

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

年内にということですがけれども、本当にひとり親家庭の方は、5万円年内に、もう大喜び

だった。これで年を越えることができるって喜んでおられる方もみえました。それがさらに10万円になったことの評価は、議長が提案していただいて本当に評価しております。

そして、年内ということなんですけれども、テレビ報道なんかですと、何日に振り込んだという報道がよくされているんですけれども、何日ってここで明言することはできないでしょうか。そして、そのほかの方、来年早々ということですが、大体の日にちとか、そういうのが分かれば、具体的にはこの場ではできないのか、そのところをまずお伺いします。

入江康仁議長

町長、どうしますか。どちらにしますか、答弁。

尾上町長。

尾上壽一町長

年内にさせてもらうということなんですけれども、一応予定という形で、27日ぐらいの予定で、あくまで予定としてください。それを期待して入っていない、入っているという話になると、また町はうちに振り込んでいないというような話になりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

申請の方は、申請していただいてということになりますので、できるだけ申請いただいたらスピーディーに振込をさせていただきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

27日を予定にということで、大体皆さんもそこら辺で予定を立てられると思うので、分かりました。

そして、所得制限ありましたよね。紀北町でも、あれ960万円でしたか、そのような超えられる方はどれぐらいおられるのかお伺いします。

入江康仁議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

960万円の基本的な所得ということなんですけれども、紀北町には現在約20世帯ぐらいで超える方が見えるという、福祉保健課のほうで掴んでおります。

以上です。

入江康仁議長

いいですか。

樋口泰生議員。

8番 樋口泰生議員

内容は今の件なんですけど、財政課長、高校3年生とおっしゃったんで、初日、この議案のよく似た質問で、3年生の中に、例えばですと留年された、体の不調とか、年齢的なものがあるかと思えますんで、3月31日なのか、4月1日なのか、ちょっと正確に。でないと、うちもらえるなと思っとったら案内が来ないとか、それに対して、ちょっと答弁お願いします。

入江康仁議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

平成18年4月1日生まれまでの方でございます。

以上です。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

太田哲生議員。

9番 太田哲生議員

9番、太田哲生。議長の許可をいただきましたので、議案第80号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第10号)に賛成討論をいたします。

18歳以下の子どもへの10万円給付につきましては、国におきまして全額現金給付を無条件で認めてくれました。この12月議会の最終日に、10万円現金給付するための補正予算を提案

してくれました。新型コロナウイルスの影響が続く中、早急に給付することは非常に素晴らしいことでもあります。また、一括給付は、役場職員にとりましても事務負担の軽減につながります。このことを高く評価し、この補正予算について賛成させていただきます。

以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

入江康仁議長

ほかに、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 議案第80号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

追加日程第2

入江康仁議長

次に、追加日程第2 発議第15号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

それでは、提案者から趣旨説明を求めます。

太田哲生議会改革調査検討特別委員長。

太田哲生議会改革調査検討特別委員長

それでは、発議15号の提案説明をさせていただきます。

発議第15号

令和3年12月17日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 議会改革調査検討特別委員長 太田 哲生

紀北町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

表決の方法を挙手から起立に改めることにより、議員の賛否の意思表示をより明確にすること等を目的に、本規則の一部を改正する。

次のページをお願いします。

紀北町議会会議規則の一部を改正する規則、紀北町議会会議規則（平成17年紀北町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「やむを得ない理由」を「やむを得ない事由」に改める。

第81条（見出しを含む）中、「挙手」を「起立」に改める。

第87条ただし書中、「挙手」を「起立」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上が提案説明でございます。

入江康仁議長

以上で、趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

樋口泰生議員。

8番 樋口泰生議員

すみません、この中で公布日とあると思いますが、公布日は今日でよろしいのでしょうか。というのは、その後の議案がありまして、公布日が今日でありましたら、決定次第、先ほど立って賛否表明するのか、その点に関しての質問です。

入江康仁議長

太田哲生特別委員長。

太田哲生議会改革調査検討特別委員長

公布日なんですけれども、今日じゃないと思います。これを告示しまして、それが公布日

となります。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 発議第15号については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(全 員 挙 手)

入江康仁議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第3

入江康仁議長

追加日程第3 意見書案第6号 危険な盛土を規制する全国一律の法整備を求める意見書を議題といたします。

それでは、提案者から趣旨説明を求めます。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

近澤チヅル、意見書案の提案説明をさせていただきます。

私は、2018年10月20日に三浦の現場を見て、びっくりしまして役場へ来ましたところ、役場の中も大変でした。それで、法整備が必要やなと思って、国会議員を要請し、18年の11月29日に国会議員に現場を視察していただいて、三浦の公民館で住民の皆さんの意見も聞き、そして町へも訪れていただき、副町長からのお話も伺いました。そして、ずっと法整備が必要だなと思っておりまして、今年の9月の議会の一般質問でも、私は町長に法整備を求めまして、町長も、これは一緒です、僕らも求めていくというお話を、9月議会の一般質問の中でもいただいております。

その中で、議員として19年に20年目を迎えております。中の4年は空白があるので16年目です。皆さんに支えていただいて、議員として育てていただきました。自分に何ができるかなという思いの中で、議員として、議会として提案したいなという思いが強くなりまして、10日付で岸田総理大臣も、全国一律の法整備について来年度に向かって進んでいきたいという、参議院の中での発言提案もありました。それらを後押しするために、何としても頑張っ
て皆さんにお願いしなくてはいけない、そういう思いでしたが、現在体力とその他時間の都合で、最大限努力いたしました。昨日突然にお話をする事になってしまったこと、本当に議員の皆様にはご迷惑をおかけしました。でも、頑張って皆さんの審議をお願いしたいと思っております。

それでは、意見書案の説明をさせていただきます。

意見書案第6号

令和3年12月17日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 紀北町議会議員 近澤チヅル

賛成者 紀北町議会議員 奥村 仁

賛成者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

危険な盛土を規制する全国一律の法整備を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
めくってください。

危険な盛土を規制する全国一律の法整備を求める意見書

2021年7月に静岡県熱海市で発生した大規模土石流は、26名の死者、1名の行方不明者（2021年8月31日時点）を出し、甚大な被害をもたらした。その原因が、届出を大幅に上回る違法な盛土にあった可能性が強まり、遺族らは、違法性や危険性を認識しながら崩落を防ぐ義務を怠ったとして、前土地所有者及び現土地所有者を告訴している。また、全国知事会も、災害復旧などとともに、原因究明及び建設残土の処分について、全国統一の基準、規制を早急に設けるよう、政府に緊急要望を提出したところである。

宅地開発や盛土については、法律で安全対策が義務づけられているが、ビルの建設工事などで出る建設発生土の処理については、規制する法律が存在しない。全国の自治体が独自の条例を制定し、努力を重ねてきたが、条例では強い規制はできず、県をまたいでの運搬や自治体ごとの規制の違いを利用した抜け道などがあるため、個々の自治体では危険な盛土を防ぎ切れないことは、既に明らかである。

これまで盛土の崩落による土砂崩れや住環境への被害は後を絶たず、強い規制を求める声を受け、国会でも追及されてきた。国土交通省によれば、大規模な盛土造成地は、全国で5万1,306か所に及ぶ。また、リニア中央新幹線工事による膨大な残土処理も課題となるが、JR東海は全体像を明らかにしていない。大規模災害が頻発する中、厳格に盛土を規制できる法律の実現は、待ったなしである。

よって、国及び政府においては、速やかに実効性のある全国一律の基準の策定と法整備に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 入江 康仁

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

以上です。議員の皆様のご審議を、心からお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で、趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

平野隆久議員。

15番 平野隆久議員

それでは、質疑を行いたいと思います。

この総論としては反対するものではないとは思っているんですけども、基本的に我々議員は、この意見書の文章の中での判断となりますので、この文章の中身について、ちょっと質疑をしたいと思います。

上から12行目「県をまたいでの運搬や自治体ごとの規制の違いを利用した抜け道などがあるため」という明記がされているんですけども、22行目には「国及び政府においては、速やかに実効性のある全国一律の基準の策定と法整備に取り組むことを強く求める」ということで、国としては一律をやってほしいということなんですが、この中には、実情としては県をまたいで規制の違いがあるのではということも述べていますので、この整合性というか、そこらのところはちょっと文章が弱いんじゃないかなという点と、あともう一点は、19行目の「また、リニア中央新幹線工事による膨大な残土処理も課題となるが、JR東海は全体像を明らかにしていない」と。これに関しては、これは国へ提出する文章として、リニア中央新幹線は国策として確か進められていると思いますので、この文章を入れることがよいのかどうかという点が気になりますので、どうしてもこれを入れたいということに対しての質疑として、答弁を求めます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

すみません、ちゃんと聞き取りができずに申し訳ありません。何行目と言われて、すぐには分からず、すみませんでした。

「県をまたいでの運搬や自治体ごとの規制の違いを利用した抜け道があるため」というのは、紀北町においても、県をまたいでという言い方は、こういう表現になりましたけれども、船で運ばれて紀北町の実態と同じだと思いますので、そこら辺のところは、このように理解していただきたいと私は……違いますか、そういう思いです。

そして、「実効性のある全国一律の」というところは、内閣総理大臣もこのように全国一律っていうお言葉を使っているんで、私はそれを参考にして、せっかく国のほうで進めていただいているので、この内閣一律という言葉を入れさせていただきました。

また、リニア新幹線については、明らかにしていないのは事実だと思いますし、三重県でも桑名でそういう工事が始まるのかなという現状もありますので、これを入れさせていただ

きました。

私から答えられるのは、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

入江康仁議長

平野隆久議員。

15番 平野隆久議員

私、ちょっと質疑の内容と、ちょっと答弁とかみ合っていないので、再度言いたいの、その「県をまたいで」、12行目のところで「利用した抜け道などがあるため」ということを明確化した表現がされているのに、22行目は、とにかく速やかに実効性のある全国でつくれよというだけですので、その辺の文章が、こういうことを、またいであるよということも認めながら、そういうこともありますし、とにかく全国で認めよということやと、ちょっと整合性が弱いかなという気がしていましたので、もう少し文章を、こうじゃなくて書き換えられたほうがいいかなという意味合いも込めて、答弁を求めました。

あと、リニアの件については、その事実があるかどうかというのは、事実は僕もちょっと分かりませんが、リニアの工事は国策というか、国も進めているやつですもので、この国へ出す文章の中に、これを入れないほうがいいのじゃないかなという気持ちもありますので、その辺のところを、たってこれを入れたいということの答弁を求めたいということなんで、再度答弁を求めます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

今回はちゃんと聞き取ることができましたので。

「県をまたいでの」というところは、本当に今、紀北町で困っているところですけども、私はほかの自治体の同じように出しているところも参考にして、この表現にさせていただきました。

そして、リニア新幹線についても、これは事実だと思いますので、これから大変な事故も起きておりますし、こういうことも、またそういうところから紀北町に運ばれることもなしではないと思いますので、こういう表現にさせていただきました。

以上です。

入江康仁議長

平野隆久議員。

15番 平野隆久議員

私が最初に申したように、これのことにに関して反対ではないんですよ。ただ、国へ出す意見書、僕らはもう御存じだと思うんですけども、この意見書の文章で確認して、これがええということで認めるかどうかということですので、そういう意味で言わせてもらっとるんです。

これを出すことはあれなんですけれども、もうちょっと僕は、もうちょっと文章を、ちょっとこう違うふうに書いて提出されたほうがいいかなと。それで、緊急性の問題で、今回でないといけないという意味合いでしたら、国のことですから、もう少しこの文章を練り直して、再度提出されたほうがいいかなと思うので答弁を求めたんですけども、このとおり出すんだということで受け取っていいのか、最後に答弁を求めます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

私も9月議会で町長に求めて、一刻も早い必要があると思ひまして、今が出すときだと思ひ、提案させていただいております。文章については、平野議員とは少し私の思いとは差があるかと思いますが、どうぞこのような形で出させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ございますか。

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

私も平野議員と根本的には同じなんです。ただ、紀北町議長、入江議長が出す文章としては、もうちょっとやっぱり内容を考えたほうがいいのじゃないかと。

というのは、我々は崩落ということではなくて、土が非常に汚い土だと。その土がここへ運ばれているということは、海が汚れ、川が汚れ、それから、そういうところをこの文章にやっぱり盛り込むべきだと思うんです。

それと、もう一点は、今全国知事会も、こういうレベルの文章は出しているんですよ。だから、紀北町は独自のやっぱり考え方で出したほうが、私はいいと思っています。昨日も一昨日も、相賀に運ばれた土、それは崩落じゃなくて、この地域が汚れると、あの土で。そういう意味合いの質問がほとんどだったと思うんです。私もこの3年ぐらい、崩落じゃなくて、

やっぱり海が汚れると、そういう質問をしてきたんで、これじゃちょっと、もうちょっと中身を考えて。

それと、もう一点は、この文章だけなんですか。要するに、添付資料がないかどうか。

それと、もう一点は、先ほどの話に戻るんですけども、危険な盛土というのは、土の成分についてあまり触れていないんですよ。盛り方にいろいろ問題があると。そういうようなことで、もうちょっとこれは文章の中身を検討していただけないかなと思っています。

以上です。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

柴田議員の質疑に答えさせていただきます。

土の地質についての心配はありました。住民説明会の、2018年に三浦の公民館で地元の方に集まっていたときも、初めはどんな土が来るのかな、心配だったけれども、今は壊れへんかなというほうが大きいという声もたくさんいただいておりますし、実際に昨日の一般質問の中でお示ししましたが、令和2年にも、その前にも崩落はありますので、私はこのように書かせていただきました。そこは柴田議員と少し差があるかなと思いますが、町長に9月に早くしてくださいと言いながら、議員としての行動を早く起こさなければならないという思いで、今回出させていただいたわけでございます。

以上です。

入江康仁議長

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

私、一見知事の発言とか行動、大変私注目してしまして、評価というか、知事に対して言い方はちょっとどうかと思うのですけれども、最近知事になって、この2週間か3週間前に続けて、三重県は環境の県だと、すばらしい環境の県だと、そういうことを何回も言っているんです。僕はもう、前の鈴木知事とは違う表現をしているんです。だから、こういう、そういう点をやっぱり象徴するということと、くどいようなんですけれども、先ほど申し上げましたように、紀北町は崩落・崩壊じゃなくて、やっぱり海を汚すとか、自然環境を汚すとか、そういうことについての主張を強く出してほしいと。先ほどのそれを繰り返しますけれども、鈴木知事が、やっぱりすばらしいと、環境の、自然の環境がいい県だと、そういうふうと言

っていますので、それに我々は、そういうことをもっと理解して、紀北町はもっとそういう意味での先を行っている町なんだよと、そういう意味を強くやっぱり表した文章にしていたければなと思っています。

以上です。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

文章の不備があるかもしれませんが、以前の戌目ヶ谷に、いわゆる260号の崩落のときに、流れて海を汚してしまって、漁協からも意見書がでております。やはり、原因は崩落やったと私は思いますし、現実には起こっておりますので、この文章のまま今回出させていただきます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(「休憩動議」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

休憩動議出ましたけれども、どうですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

暫時休憩いたします。

2時15分まで。

(午後 1時 59分)

入江康仁議長

それでは、会議を再開いたします。

(午後 2時 15分)

入江康仁議長

先ほど近澤チヅル議員から、答弁不足等による申出がありましたので、発言の許可をいたします。どうぞ。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

失礼いたしました。不備を認めるような発言をしたようですが、私の中にはそういう思いはなかったので、このところを訂正いたします。そして、何よりも速やかに実効性のある全国一律の基準の策定と法整備に取り組む、そのところを強くお考えいただいて、ご審議くださるようお願い申し上げます。

入江康仁議長

それでは、ほかに質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、先ほど柴田議員からもちよっと訂正の申込がありましたので、発言に、許可することといたします。

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

先ほど私の質問のところ、一見知事と言うところを、鈴木知事と言ってしまいました。そういうことで、訂正をさせてください。80過ぎると、こういうことがよくありますので、よろしくお願いします。

入江康仁議長

一見知事のところを、鈴木知事というのはなくなるわけで、それでいいですね。鈴木知事さんの名前が出るところを削除するというので、一見知事になるわけですね。そういうことで、それなら。

それでは、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

大西瑞香議員。

5番 大西瑞香議員

反対の立場から討論させていただきます。

未曾有といえる近年の集中豪雨等の影響により、頻繁化する土砂災害は、盛土をはじめとする箇所の対策については、課題はあると認識はしております。現在、宅地造成や森林開発などに関わる盛土を規制する法律はあるものの、建設残土の置場としての盛土を施工する際のルールを一律で定めた法律はございません。私自身も、その国の法律の制定に関しては、必要があると考えております。

現在、国の動向としまして、本年9月、災害防止の有識者会議を立ち上げ、全国一律の規制による安全性の確保、また事業者が残土を最後まで適正に扱う責任を法律で明確にする、また違反に対しては、罰則の強化などについて既に議論がなされており、総合的な判断とともに、先ほど提出者からも提出に関してお話がありました。私はこの提出方法につきましても疑問を持っております。緊急を要するものを除き、重要な内容であれば余裕をもって出していただき、内容を議員間でしっかり精査することが望ましいと考えております。様々なことを勘案しましたが、最終的に反対とさせていただきます。

以上をもちまして、私の反対討論とさせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

また、次に、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

入江康仁議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

(「7人」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

7人。7名です。

(「議長は。13人ですね」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

6名になるんで、議場のほうは。

いいですね。私語は謹んでください、すみません。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月7日に開催されました本定例会では、本日まで終始ご熱心なご審議により、上程いたしました全議案につきまして原案のとおりご可決賜り、誠にありがとうございました。本議会におきまして賜りましたご意見、ご要望等を検討し、現在進めている令和4年度当初予算の編成におきましては、より一層効果的な施策が実行できるよう力を注いでいくとともに、山積する行政課題に丁寧に対応してまいり所存でございます。

冬を迎え、これから体調管理が難しい季節となります。世界に目を向けますと、各国で広がりを見せております新型コロナウイルスのオミクロン株については、感染力が大変強いとされ、特性などについてはまだよく分かっておりませんが、第6波が懸念されているところでございます。町民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、年末年始には酒席や会食の機会が増えることと思われませんが、感染防止対策をしっかりと取っていただきまして、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫を積極的に取り入れていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、本年も残すところ僅かとなりました。議員の皆様の1年のご労苦に心から感謝を申し上げますとともに、町民の皆様並びに議員の皆様におかれましても、ご家族おそろいで輝かしい新たな年をお迎えくださいますことにご祈念申し上げまして、閉会に当

たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございます。

入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

令和3年12月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、12月7日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことに心からお礼を申し上げます。

これからも寒さも厳しくなります。コロナ禍の中ではありますが、健康には十分ご留意され、よき新年をお迎えになることを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

入江康仁議長

これをもちまして、令和3年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

長い間、皆さん、ご苦労さまでございました。

(午後 2時 24分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 4年 3月 3日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中津畑正量